

# 金沢市要介護高齢者等の生活自立のための 住まいづくりに関する助成制度のご案内

要介護高齢者や身体障害者が自立して生活しやすくするための  
住宅を改修する費用の一部を助成します。

担 当 介護保険課 TEL 220-2264 Fax 220-2559

窓 口 市役所1階 介護保険課（障害福祉課）

## ☆ 対象となる方

- ① 介護保険制度の要介護認定において要介護・要支援と判定された方
- ② 身体障害者手帳1・2級所持者（下肢・体幹）または、重度身体障害者日常生活用具給付制度による住宅改修費の交付を受けることができる方

### ※ただし、次のすべてに該当する場合

- ◆ 市税を完納していること
- ◆ 金沢市内の自宅で生活していること（原則、施設等入所中は利用できません）
- ◆ 過去（平成6年以降の制度）に助成を受けていないこと（原則として世帯に1回）
- ◆ 本人及び同居者全員の年間所得税額が5万円以下であること

## ☆ 対象工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器への便器の取替え、
- ⑥ 段差解消機・階段昇降機・天井走行リフト等の整備

### ※ただし、次のすべてに該当する工事であること

- ◆ 市内にある生活の本拠とする住宅の改修であること
- ◆ 新築工事でないこと（※増築部分は対象になりません）
- ◆ 申請時に工事に着手していないこと
- ◆ 関係法令に適合する工事であること
- ◆ 高齢者や障害者の身体状況に合わせた改修工事であること

☆ **助成額** (本人及び同居者の課税状況により、区分があります。)

世帯の区分	助成率	限度額 (他制度による給付額を含む)
①生活保護世帯	対象経費の100%	100万円
②所得税または市民税非課税世帯	対象経費の90%	70万円
③所得税5万円以下世帯	対象経費の70%	50万円

\*助成額は、介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用する場合、又は既に利用した場合は、助成額からそれらの制度による給付額を控除した額となります。

\*所得税または市民税の対象となる所得は、7月から12月受付分は前年分、1月から6月受付分は前々年分となります。

☆ **助成対象経費** (事前審査により必要経費と認定した額で箇所別限度額があります。)

工事箇所	浴室	便所	移動機器	その他
限度額	80万円	50万円	80万円	100万円

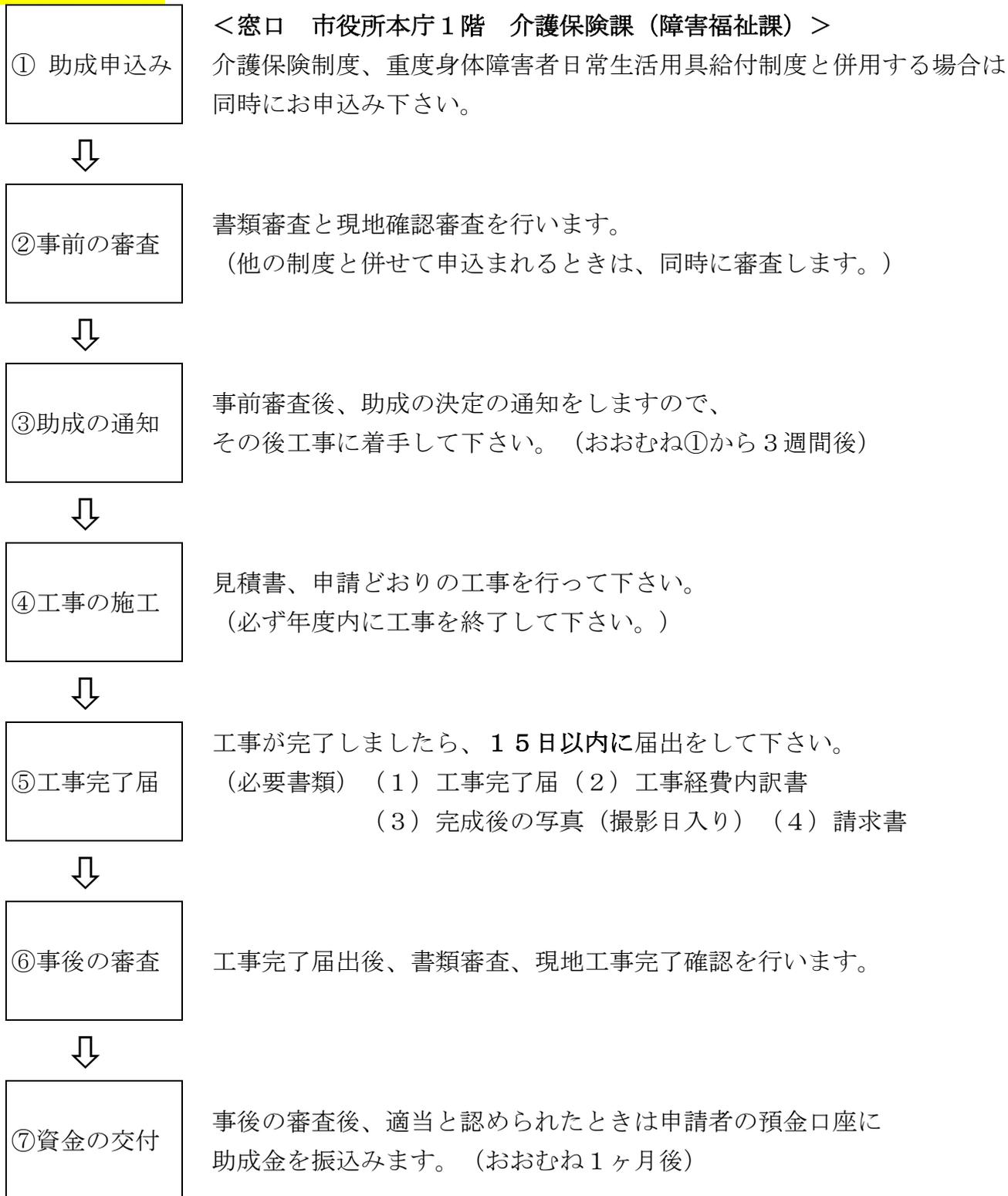
☆ **事前申請時必要書類** (A3判またはA4判でお願いします。)

- ①申請書
- ②住宅の配置図 (住宅の間取りがわかるもの)
- ③平面図 (工事前と後がどのように変わるかがわかる箇所ごとの平面図面)
- ④見積書 (箇所ごとの詳細内訳)
- ⑤工事前の写真 (撮影日入りで箇所ごとに撮影し、A4台紙に整理し貼付したもの)
- ⑥所有者の同意書 (借家など申請者と所有者の違う場合に必要。公営住宅の場合は模様替承認書が必要。)

☆ **介護保険制度、重度身体障害者日常生活用具給付制度との併用**

介護保険制度または重度身体障害者日常生活用具給付制度による住宅改修ができる場合、これらの制度による給付が優先的に適用されます。

## ☆ 助成の流れ



\* 次の場合は助成を取消し、助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽の申込みをしたとき
- (2) 工事完成の見込みがないと認められるとき
- (3) 自己の責めに帰すべき理由により、助成対象箇所を著しく損傷したとき

## ☆ 他の住宅改修制度のあらまし

本助成制度と併用できる場合は、同時に申請してください。

### 介 護 保 険 制 度

担当 介護保険課（電話 2 2 0 - 2 2 6 4）

（対象となる方）

- ・ 介護保険制度の要介護認定で要支援、要介護と判定された方で、在宅で生活されている方

（対象となる工事）

- ・ 手すりの取付け、床段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他前記の住宅改修に付帯して必要となる工事

（給付額）

- ・ 最高 1 8 万円（対象工事上限額 2 0 万円 所得に応じた自己負担額あり）

（申請書類）

- ・ 申請書、工事施工内訳書、見積書、平面図、写真、介護支援専門員等の理由書

\* 必ず介護支援専門員等および工事施工予定業者と事前相談を行い、工事の前に上記の書類をそろえて申請してください。

### 重度身体障害者日常生活用具等給付制度

担当 障害福祉課（電話 2 2 0 - 2 2 8 9）

（対象要件）

下肢 1 ～ 3 級、体幹 1 ～ 3 級、脳病変による運動機能障害を有する 1 ～ 3 級、  
（特殊便器の設置は、上肢 1 ～ 2 級の重複障害）

- ・ 原則 1 人 1 回

（対象となる工事）

- ・ 手すりの取付け、床段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他前記の住宅改修に付帯して必要となる工事

（給付額）

- ・ 最高 1 8 万円（対象工事上限額 2 0 万円 所得に応じた自己負担額あり）

（申請書類）

- ・ 申請書、工事施工内訳書、見積書、平面図、写真、

\* 必ず工事の前に、申請をしてください。